

3 自動車公害の防止

2010(平成22)年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準(環境保全目標)を達成させることなどを目標に、ディーゼル車を中心とした対策を重点的に進めます。

(1) 自動車排ガス対策

総量削減計画の推進

大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(平成15年7月策定)に基づき、低公害車・低排出ガス車の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関と連携して計画的、総合的に推進します。

また、平成17年度に実施した中間評価の結果を踏まえ、局地的な汚染地域の解消や、対策地域外から流入する車の抑制方策の検討を進めます。

ディーゼル車買替緊急融資制度の運営

中小企業者が、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下、「自動車NOx・PM法」という。)の規制に伴うディーゼルトラック・バス等の買い替えを促進するため、購入車両を担保に、第三者保証人なしで利用できる融資制度を民間の金融機関・保証機関と共同で実施します。

低公害車等の普及促進

天然ガス自動車などの低公害車や京阪神七府県市指定低排出ガス車(LEV-7)の普

及促進を図るため、公用車への率先導入を行うほか、低利融資や助成制度、自動車税の軽減(グリーン税制)などを実施します。

事業者の排出抑制対策の促進

自動車NOx・PM法に基づき、府内の対象地域(37市町)を使用の本拠としている自動車(軽自動車、特殊自動車、二輪を除く。)を30台以上使用する事業者(自動車運送事業者等を除く。)に対して、平成18年度から新たな計画書の提出を求め、窒素酸化物等の排出抑制を指導します。

また、排出ガスを抑制する取り組みの一つとして、おだやかなアクセル操作などの環境に配慮したエコドライブの普及を推進します。

大阪グリーン配送推進運動の展開

大阪自動車環境対策推進会議を活用し、物品の輸配送に低公害な自動車を使用するグリーン配送の民間事業者への普及拡大を図る「大阪グリーン配送推進運動」を進めます。

運動では、グリーン配送に取り組む事業者を広く募集するとともに、推進事業者の取り組みをホームページ等に掲載し、官民が連携して環境に配慮した輸配送を大阪から普及させていきます。



< 指定LEV-7車証 >



< エコドライブ
・ステッカー >



< 大阪グリーン配送推進運動
・ステッカー >

(2) 交通流・交通量対策

するっと交差点対策の実施

朝の通勤時間帯のバス路線や昼間の業務交通が集中する渋滞交差点において、右折レーンの設置や路面表示の変更などのハード面と交通管理者の信号表示時間の調整などのソフト

面の整備を組み合わせ、総合的に渋滞を緩和・解消します。

平成18年度は、枚方富田林泉佐野線の星田北交差点及び神出来交差点などの8交差点で対策を予定しています。



< するっと交差点対策実施例 >

府道三林岡山線岡山町交差点（岸和田市岡山町） 平成17年度完了